



会長あいさつ

会長 石黒 時紀

初秋の候、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことお慶び申し上げます。
日頃は当建築士会の活動に対し、多大なるご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。
この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

県立岐阜商業が甲子園の第107回全国高校野球選手権大会において破竹の3連勝、そしてベスト8に進み準々決勝で春の選抜大会に優勝した横浜に劇的なサヨナラ勝ちを収め69年ぶりの決勝進出をかけて日大三高と相まみえました。結果は延長タイブレークの未敗れはしましたが、本当に最後まで手に汗握る試合でした。選手諸君の健闘を称えと共に、野球関係者の皆様に最大限の“ありがとう”を送ります。

さて、会長に就任いたしまして二期4年目を迎えました。財政健全化に取り組み2年が経ちます。昨年総務委員会で検討し理事会承認をへて本年度取り組んでいます、諸会議でのWeb会議化、支部事業費の見直し、事業の縮減等々です。その結果がどのように出るのかは楽しみでもあり怖くもあります。しかしながらどのような結果が出ようとも、財政健全化に向けて歩みを止める訳には行きません。連合会に於いても財政健全化に向けタスクフォースを立ち上げて、全国一斉にアンケート調査とヒアリングを実施しその結果をとりまとめ、各県建築士会に公表したところです。そこに何らかのヒントがあると思います。どうか会員皆様方のお知恵を頂きたいと思います。

明るい兆しも見えて来ています。木造塾の活性化、ぎふヘリテージマネージャー協議会部会による国への文化財登録、福祉のまちづくり部会による介護保険制度への取り組み等、地域貢献並びに担い手育成の推進に寄与しながらの補助金による公益事業です。ここに、これからの建築士会運営の力があると思います。

最後になりましたが、暑い日が続きます。会員の皆様には、お体に十分気を付けられ、益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

目次

● 会長あいさつ	1
● 岐阜県からのお知らせ	2
● 行政からのお知らせ	10
● 岐阜県都市建築部建築指導課	10
● 岐阜・西濃建築事務所	10
● 中濃建築事務所	11
● 東濃建築事務所	12
● 飛騨建築事務所	12
● 岐阜市	13
● 大垣市	15
● 各務原市	16
● 高山市	17
● 多治見市	18
● 可児市	19
● 令和7年度定時総会報告	20
● メールマガジンへ参加のご案内と建築士を探そうネットへ参加のご案内	26

●岐阜県からのお知らせ

■ 申請手続きにおける手数料の納付について

岐阜県では、電子申請によるオンライン納付の導入、申請窓口へのキャッシュレス決済端末の設置など、各種申請手数料の納付方法の多様化に伴い、岐阜県収入証紙の廃止を予定しております。各スケジュールは以下のとおりです。

●岐阜県収入証紙の廃止に関するスケジュール

- ・ 証紙販売終了 : 令和7年12月31日
- ・ 証紙使用期限 : 令和8年9月30日
- ・ 証紙買戻し期限 : 令和12年12月31日

詳しくは、下記の県出納管理課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

●申請窓口へのキャッシュレス決済端末の設置に関するスケジュール

- ・ 全庁導入 : 令和7年10月

キャッシュレス決済に対応したPOSレジ端末による手数料の納付が全庁的に開始される予定です。端末の導入及び維持管理コストの観点からすべての所属に端末が設置されないため、仮に建築事務所において端末を利用した手数料の納付を行う場合は、同一庁舎内にある土木事務所において行っていただくことが想定されております。

これらに伴い、建築基準法に基づく認定・許可、建築確認申請等に係る手数料についても、これまでの岐阜県収入証紙による納付から、「Logoフォーム等電子決済機能を活用したオンライン納付」、「キャッシュレス決済端末」又は「現金」のいずれかの方法による納付への変更を予定しております。

また、これと併せて、各申請手続きの電子化対応についても検討を進めております。

検討がまとまり次第、県建築指導課ホームページ等でお知らせします。

■ 盛土規制法のお知らせ

令和5年5月26日に従来の宅地造成等規制法（通称「旧宅造法」）を抜本的に改正して「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が施行されました。

盛土規制法に基づき指定された規制区域内では、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積が規制（許可や届出等）の対象となります。

県では、盛土等の行為に対する許可や届出等の手続きを令和7年4月から開始しているため、以下の留意事項についてお知らせします。

1) 規制区域の指定

＜規制範囲＞

- ・令和7年4月1日に「県内全域を規制区域に指定」しています。

2) 旧宅地造成工事規制区域の取扱い

- ・盛土規制法に基づく規制区域指定に伴い、旧宅地造成工事規制区域は廃止されます。
- ・規制区域の指定日前に旧宅造法の許可申請中であっても、指定日までに許可を受けていない場合は、あらためて盛土規制法の許可が必要となります。
- ・旧宅地造成工事規制区域内で、規制区域の指定日までに旧宅造法の許可又は都市計画法の開発許可を受けた場合、規制区域の指定後の工事着手であっても、盛土規制法の許可は必要ありません。
- ・一方で、旧宅地造成工事規制区域外において、規制区域の指定日までに開発許可を受けた場合で、かつ盛土規制法の規制対象となる盛土等を含む場合は、規制区域指定後の工事着手であれば、工事着手前に盛土規制法の許可が必要となります。

3) 都市計画法の開発許可の取扱い（開発許可によるみなし）

- ・規制区域の指定後に都市計画法の開発許可を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされますが、盛土規制法による中間検査等の手続きが必要となる場合があります。

■ 建築物の定期調査報告等について

■ 建築物の定期調査報告等の告示の改正

令和6年6月28日及び令和7年1月29日に「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」が公布され、令和7年7月1日から施行されました。

告示の改正に伴い、岐阜県では、県独自の措置を設けていますのでご注意ください。

○特定建築物定期調査について

- ・「常時閉鎖式防火扉」について、従来どおり特定建築物定期調査による報告を求めます。【県独自の措置】
- ・「換気設備」、「非常用の照明装置」における「物品放置の状況」について、従来どおり特定建築物定期調査による報告を求めます。【県独自の措置】
- ・「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」における「作動の状況」について、従来どおり特定建築物定期調査による報告を求めます。【県独自の措置】
- ・その他は、国の告示改正どおりとなります。

○防火設備定期検査について

- ・「常時閉鎖式防火扉」について、防火設備の定期検査による報告を求めない。【県独自の措置】
- ・その他は、国の改正どおりとなります。（作動した状態にある各階の主要な防火扉は、防火設備の定期検査に含まれますのでご注意ください。）

○建築設備定期検査について

- ・国の改正どおりとなります。

○昇降機等定期検査について

- ・国の改正どおりとなります。

■ 建築物の定期調査報告等の電子申請の開始

令和7年7月1日から岐阜県内の市町村（岐阜市・大垣市・各務原市を除く）の特定建築物・防火設備の定期報告の電子申請を開始しました。

詳しくは、下記の岐阜県建築指導課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13968.html>

■定期調査の対象建築物について

対象建築物の所有者等は、下記表に示す時期（**3年毎**）に報告する必要があります。

対象用途※1※2	対象用途の位置・規模 (①～④の何れかに該当するもの)	報告時期			
		岐阜県 (右記以外)	岐阜市	大垣市	各務原市
劇場・映画館・演芸場	①3階以上の階にあるもの。※6 ②客席の床面積が200㎡以上のもの。 ③主階が1階にないもの。 ④地階にあるもの。※6	令和9年	令和9年度	令和7年度	令和9年度
観覧場・公会堂・集会場 (屋外観覧場を除く。)	①3階以上の階にあるもの。※6 ②客席の床面積が200㎡以上のもの。 ③地階にあるもの。※6	令和9年	令和9年度	令和7年度	令和9年度
病院※3・診療所※3・ 高齢者・障害者等の就寝の用に 供する用途※4	①3階以上の階にあるもの。※6 ②2階部分の床面積が300㎡以上であるもの。 ③地階にあるもの。※6	令和7年	令和7年度	令和9年度	令和7年度
旅館・ホテル	①3階以上の階にあるもの。※6 ②2階部分の床面積が300㎡以上であるもの。 ③地階にあるもの。※6	令和8年	令和8年度	令和8年度	令和8年度
体育館・博物館・美術館・図書館・ ボウリング場・スキー場・ スケート場・水泳場・ スポーツの練習場 (学校又は学校に付属する体育館 その他これに類する用途を除く。)	①3階以上の階にあるもの。※6 ②床面積が2,000㎡以上であるもの。	令和8年	令和8年度	令和8年度	令和8年度
百貨店・マーケット・展示場・ 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの。※6 ②2階部分の床面積が500㎡以上であるもの。 ③床面積が3,000㎡以上であるもの。 ④地階にあるもの。※6	令和7年	令和7年度	令和7年度	令和7年度
キャバレー・カフェー・ ナイトクラブ・バー・ ダンスホール・遊技場・ 公衆浴場・待合・料理店・飲食店	①3階以上の階にあるもの。※6 ②2階部分の床面積が500㎡以上であるもの。 ③床面積が3,000㎡以上であるもの。 ④地階にあるもの。※6	令和9年	令和9年度	令和9年度	令和9年度
事務所※5	床面積が1,000㎡を超え、かつ5階以上であるもの。	令和8年	対象外	令和8年度	令和8年度

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 該当する用途部分の床面積が200㎡超のものに限る。

※3 病院、診療所については患者の収容施設があるものに限る。

※4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を指す。

※5 各務原市のみ、専ら自己の用に供する建築物を除く。

※6 当該階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは除く。

■定期調査の対象建築設備等について

同様に、**定期調査の対象建築設備等**が国土交通大臣の指定等により改められました。
所有者等は、検査済証の交付を受けた月の前月に毎年、報告する必要があります。

昇降機

対 象	対象外
エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機（フロアタイプ）	・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター ^{※7}

※7 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター

防火設備(防火扉・防火シャッター)

対 象	対象外
前述の対象建築物の防火設備 病院 ^{※8※9} 、診療所 ^{※8※9} 又は高齢者、障害者等の 就寝の用に供する施設 ^{※9} の防火設備	・常時閉鎖式 ^{※10} の防火設備（県独自措置） ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備

※8 病院、診療所については患者の収容施設があるものに限る。

※9 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

※10 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

準用工作物

対 象
観光用エレベーター・エスカレーター コースター等の高架の遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車等の原動機による回転運動する遊戯施設

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13968.html>（岐阜県ホームページ 定期報告制度について）

■定期報告のための調査・検査を行うための資格者制度

定期調査・検査を行う資格者が法律に位置づけられています。

建築物の所有者等は定期調査及び検査を委託する場合は一級建築士、二級建築士又は国土交通省より資格者証の交付を受けた「特定建築物調査員」、「昇降機等検査員」若しくは「防火設備検査員」に依頼してください。

これまでの「特殊建築物等調査資格者」等をお持ちの方は、平成28年6月1日以降は上記の資格者証の交付を受けていない場合、定期調査及び検査を受託することは出来ません。

今後も定期調査及び検査を受託する場合、「特殊建築物等調査資格者」等をお持ちの方は、新たな資格者証の交付申請を行い、新たな資格者証の交付を受けた後に定期調査及び検査の業務を行ってください。

■近年の状況等について

1. 対象建築物の定期調査項目に「警報設備」が追加されました。（令和4年1月1日施行）
2. 外壁調査について、打診以外の調査方法として、無人航空機による赤外線調査が明確化されました。（令和4年4月1日施行）
3. 「木造の屋外階段等の防腐蚀措置等ガイドライン」が国土交通省によりとりまとめられました。

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。

□定期報告制度について↓

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

□建築基準法等に基づく告示の制定・改正について↓

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html

(国土交通省 ホームページ)

■ 建築士法に係わるお知らせ

■ 建築士名簿・建築士事務所登録簿の閲覧について

これまで建築士名簿・建築士事務所登録簿の閲覧は往訪閲覧（閲覧所における閲覧）に限定されていたところ、令和7年4月1日より、インターネット（建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム）による閲覧が可能となりました。

詳しくは、以下の岐阜県建築指導課「建築士法」のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7451.html>

なお、引き続き、（公社）岐阜県建築士会等の閲覧所による閲覧も可能です。

■ 建築士事務所登録受付システムの導入について

令和7年7月1日から、建築士事務所の新規登録申請、更新登録申請、変更届、廃業届について、オンラインでの申請が可能となりました。

詳しくは、以下（一社）岐阜県建築士事務所協会ホームページをご覧ください。

<https://gaaf.or.jp/>

なお、引き続き、書面での申請も可能であり、申請先は（一社）岐阜県建築士事務所協会となります。

■ 建築士の定期講習は受講されていますか？

建築士事務所に所属する全ての建築士（管理建築士を含む）は3年ごとに定期講習（建築士法第22条の2の規定による講習）を受けなければなりません。（「管理建築士講習」を受講された方であっても、「建築士の定期講習」を受講する必要があります。）

◎近年では、新型コロナウイルス感染拡大防止に起因する理由により定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについて、建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うとしておりましたが、現在では、従前どおりの取扱いとしております。（「建築士定期講習等における建築士法第10条の規定及び受講の促進について」（令和4年6月29日付国住指第174号））

建築士定期講習を未修了のまま建築士事務所に所属する建築士は、懲戒処分の対象となりますのでご注意ください。

【登録講習機関一覧】

講習機関名	実施している講習
(公財) 建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級
(株) 日建学院	一級、二級
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造
(株) 総合資格学院法定講習センター	一級、二級、木造
ビューローベリタスジャパン (株)	一級、二級
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造
(株) ERIアカデミー	一級、二級、木造
(株) 確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級
TAC (株)	一級、二級

※開催時期・申し込み等の詳細は、講習機関ホームページで確認してください。

■設計等の業務に関する報告書は提出しましたか？

建築士事務所の開設者は、事業年度終了後3ヶ月以内に建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書を提出しなければなりません。

まだ提出していない方や、過去に提出していない年度がある方は、速やかに建築士事務所の所在地を管轄する県の建築事務所へ提出ください。

□提出方法について

窓口での提出	建築士事務所の所在地を管轄する県の建築事務所（以下建築事務所）へ2部（控えが必要な場合は3部）
郵送での提出	建築事務所へ2部郵送（控えが必要な場合は3部とし、返信用封筒を同封）補正等が生じた場合は修正事項を連絡いたしますので、連絡がつく番号を記載してください。
電子メールでの提出	業務報告書のファイル形式はPDFとしてください。補正等が生じた場合、電話又は電子メールで修正事項を連絡しますので、連絡がつく電話番号を電子メール内に記載してください。（建築事務所への送信履歴を以て「控え」とさせていただきます。） ※電子メール先は、下記の岐阜県HPに記載してあります。

報告書を提出しない建築士事務所の開設者は、監督処分の対象となりますのでご注意ください。

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。（提出様式は当ホームページに記載）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2492.html>（岐阜県 ホームページ）

■標識の掲示及び書類の閲覧についてのお願い

建築士事務所を開設されている方におかれましては、消費者の利便性向上の趣旨から、以下についてご協力をお願いします。

①建築士事務所には、建築士法第24条の5に基づき、公衆の見やすい場所に標識を掲げる義務がありますが、ホームページ等を開設されている建築士事務所におかれましては、インターネット上においても同内容の公開にご協力ください。

〔※なお、インターネット上の公開のみでは標識掲示義務を果たしたことはならないことにご注意ください。〕

②建築士事務所には、建築士法第24条の6に基づき、業務実績を記載した書類等を備え置き、設計等を委託しようとする方の求めに応じて閲覧をさせる義務がありますが、依頼者の求めによってはメール等による提供についてもご協力ください。

●行政からのお知らせ

岐阜県

●岐阜県都市建築部建築指導課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11F 電話(058)272-1111

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11655/>

○管理調整係	予算の執行に関すること。 予算の編成、執行計画に関すること。
○宅建係	宅地建物取引業法、建設リサイクル法、マンション管理の適正化の推進に関する法律、住宅瑕疵担保履行法に関すること。
○建築指導係	建築基準法、建築士法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、岐阜県福祉のまちづくり条例、岐阜県建築行政マネジメント計画、建築動態統計調査に関すること。
○建築物地震対策推進係	都市計画法による開発許可、建築物耐震改修促進事業、社会資本整備総合交付金、被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度に関すること。
○構造審査係	構造計算適合性判定の実施に関すること。 ルート2構造計算基準の審査の実施に関すること。
○盛土規制係	盛土規制法、社会資本整備総合交付金、国庫補助事業に係る指導監督に関すること。

●岐阜・西濃建築事務所

〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎3F 電話(0584)73-1111

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13754.html>

○建築課 岐阜地区係 西濃地区係	(建築基準法、都市計画法による開発許可・建築許可、バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、長期優良住宅の認定、エコまち法(低炭素)の認定、盛土規制法、建築士法による立入り・指導、建築士事務所の業務報告書、宅建の免許登録申請受付、建設リサイクル法等)
------------------------	--

(岐阜地区管内市町村建築指導担当課)

市町村名	担当課	住 所	電話番号	備 考
羽 島 市	都市計画課	羽島市竹鼻町55	058-392-1111	
山 県 市	建設課	山県市高木1000-1	0581-22-6832	
瑞 穂 市	都市開発課	瑞穂市宮田300-2	058-327-2101	巢南庁舎
本 巣 市	都市計画課	本巣市早野255番地	058-323-7758	
岐 南 町	建設課	羽島郡岐南町八剣7-107	058-247-1332	
笠 松 町	建設課	羽島郡笠松町司町1	058-388-1117	
北 方 町	都市環境課	本巣郡北方町長谷川1-1	058-323-1114	

(西濃地区管内市町村建築指導担当課)

市町村名	担当課	住 所	電話番号	備 考
海 津 市	建設都市計画課	海津市海津町高須515	0584-53-1111	
養 老 町	建設課	養老郡養老町高田798	0584-32-1100	
垂 井 町	都市計画課	不破郡垂井町宮代2957-11	0584-22-1151	
関ヶ原町	産業建設課	不破郡関ヶ原町関ヶ原894-58	0584-43-1111	
神 戸 町	建設課	安八郡神戸町大字神戸1111	0584-27-3111	
輪之内町	建設課	安八郡輪之内町四郷2530-1	0584-69-3111	
安 八 町	まちづくり推進課	安八郡安八町氷取161	0584-64-3111	
揖斐川町	建設課	揖斐郡揖斐川町三輪133	0585-22-2111	
大 野 町	建設課	揖斐郡大野町大字大野80	0585-34-1111	
池 田 町	建設課	揖斐郡池田町六之井1468-1	0585-45-3111	

審査業務の効率を図るため、申請書の受付・事前相談・電話での相談等につきまして、毎日午前中の対応とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(午後は、書類の審査や現場での検査をします。)

なお、相談をご希望される場合は、事前に電話予約していただきますようお願い申し上げます。

●中濃建築事務所

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎5F 電話(0574)25-3111

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/26122/>

○建築指導係	(建築基準法、都市計画法による開発許可、バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、長期優良住宅の認定、エコまち法(低炭素)の認定、盛土規制法、建築士法による立入り・指導、建築士事務所の業務報告書、宅建の免許登録申請受付、建設リサイクル法、営繕工事の監理等)
--------	---

(管内市町村建築指導担当課)

市町村名	担当課	住 所	電話番号	備 考
関 市	都市計画課	関市若草通3-1	0575-23-7804	
美 濃 市	都市整備課	美濃市1350	0575-33-1122	
美濃加茂市	都市計画課	美濃加茂市太田町3431-1	0574-25-2111	
可 児 市	建築指導課	可児市広見1-1	0574-62-1111	
郡 上 市	都市住宅課	郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎2階	0575-67-1814	
坂 祝 町	産業建設課	加茂郡坂祝町取組46-18	0574-66-2408	
富 加 町	建設課	加茂郡富加町滝田1511	0574-54-2115	
川 辺 町	基盤整備課	加茂郡川辺町中川辺1518-4	0574-53-7214	
七 宗 町	建設課	加茂郡七宗町上麻生2442-3	0574-48-1113	
八 百 津 町	建設課	加茂郡八百津町八百津3903-2	0574-43-2111	
白 川 町	建設環境課	加茂郡白川町河岐715	0574-72-1311	
東白川村	建設環境課	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3111	
御 嵩 町	建設課	可児郡御嵩町御嵩1239-1	0574-67-2111	

審査業務の効率を図るため、申請書の受付・事前相談・電話での相談等につきまして、毎日午後の対応とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(午前は、書類の審査や現場での検査をします。)

なお、相談をご希望される場合は、事前に電話予約していただきますようお願い申し上げます。

●東濃建築事務所

〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎4F 電話(0572)23-1111

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/26120/>

○建築指導係	(建築基準法、都市計画法による開発許可(多治見市を除く)、バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、長期優良住宅の認定、エコまち法(低炭素)の認定、盛土規制法(検査等に関する事)、建築土法による立入り・指導、建築士事務所の業務報告書、宅建の免許登録申請受付、建設リサイクル法、営繕工事の監理等)
--------	--

(管内市町村建築指導担当課)

市町村名	担当課	住 所	電話番号	備 考
多 治 見 市	開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111	
中 津 川 市	建築住宅課	中津川市かやの木町2-1	0573-66-1111	
瑞 浪 市	都市計画課	瑞浪市上平町1-1	0572-68-2111	
恵 那 市	建築住宅課	恵那市長島町正家1-1-1	0573-26-2111	
土 岐 市	都市計画課	土岐市土岐津町土岐口2101	0572-54-1111	

審査業務の効率を図るため、申請書の受付・事前相談・電話での相談等につきまして、毎日午前中の対応とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(午後は、書類の審査や現場での検査をします。)

なお、相談をご希望される場合は、事前に電話予約していただきますようお願い申し上げます。

●飛騨建築事務所

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎分館2F 電話(0577)33-1111

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/26121/>

○建築指導係	(建築基準法、都市計画法による開発許可、バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、長期優良住宅の認定、エコまち法(低炭素)の認定、盛土規制法、建築土法による立入り・指導、建築士事務所の業務報告書、宅建の免許登録申請受付、建設リサイクル法、営繕工事の監理等)
--------	---

(管内市町村建築指導担当課)

市町村名	担当課	住 所	電話番号	備 考
高 山 市	建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-35-3159	
飛 騨 市	建築住宅課	飛騨市古川町本町2-22	0577-73-0153	
下 呂 市	建設総務課	下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎2階	0576-53-2010	
白 川 村	建設課	大野郡白川村鳩谷517	05769-6-1311	

審査業務の効率を図るため、申請書の受付・事前相談・電話での相談等につきまして、毎日午前中の対応とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(午後は、書類の審査や現場での検査をします。)

なお、相談をご希望される場合は、事前に電話予約していただきますようお願い申し上げます。

岐阜市

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
電話 代表(058)265-4141

○まちづくり推進部建築指導課（庁舎17階）

URL <https://www.city.gifu.lg.jp/info/soshiki/1010534/1010538.html>

○審査係 (058)265-3903	・ 建築基準法に基づく確認申請の審査、完了検査等 ・ バリアフリー法に基づく認定に関する業務 ・ 岐阜県福祉のまちづくり条例の審査、検査 ・ 建築物省エネ法に基づく適判、認定業務 ・ 長期優良住宅の認定に関する業務
○耐震係 (058)265-3904	・ 建築物等耐震化促進事業（耐震診断・改修補助） ・ 耐震改修促進法に基づく認定業務 ・ 低炭素建築物の認定に関する業務 ・ 耐震シェルター等設置補助事業 ・ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助業務
○指導係 (058)214-2428	・ 庶務、各種届出受付全般、統計報告、各種証明等 ・ 建設リサイクル法に関する業務 ・ 建築基準法に基づく許可、認定業務 ・ 私道等に関する事項（道路位置指定、私道の調査） ・ 違反指導 ・ 定期報告、防災査察
○屋外広告物係 (058)265-3985	屋外広告物法等に基づく許可等の業務

○まちづくり推進部開発・盛土指導課（庁舎17階）

URL <https://www.city.gifu.lg.jp/info/soshiki/1010534/1031749.html>

○開発指導係 (058)214-4509	・ 都市計画法に基づく開発許可等の業務 ・ 建設リサイクル法の届出（開発許可等に関するもの）
○盛土指導係 (058)214-4509	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の業務

○まちづくり推進部まちづくり推進政策課（庁舎17階）

URL <https://www.city.gifu.lg.jp/info/soshiki/1010534/1010536.html>

○政策係 (058)214-4494	・ 「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく業務（6階以上の建築物） ・ 国土利用計画法に基づく届出業務
○景観まちづくり係 (058)214-3767	景観法等に基づく届出等の業務

□建築確認申請・受付等について

- ・ 建築確認申請の相談及び提出は午前中にお願いいたします。
- ・ 岐阜市における確認申請には、確認申請書正本、副本の他に次の書類を添付してください。
 - ①建築計画概要書の写し、及び公図の写し（申請書に綴じ込まない）。
 - ②敷地の登記簿の写し、又は敷地関係調書。
 - ③工事監理契約書の写し、又は建築士法第24条の8に基づく書面の写し。

□各種検査について

- ・検査は各担当者が行います。
- ・いずれの検査も、検査日時を事前に担当者と打ち合せてください。

□各種様式は市ホームページから

各種様式や関係例規等の掲載をしています。岐阜市ホームページから次のとおりアクセスしてください。

建築物等耐震化促進事業：暮らし・手続き → 住まい → 耐震化の促進 → 地震に備えて（岐阜市建築物耐震化促進事業）

低炭素建築物の認定：暮らし・手続き → 自然環境 → 地球温暖化対策 → 低炭素建築物の認定

□申請の際、下記の担当課において届出及び協議等の必要があります。

都市計画課	用途地域、防火地域、都市計画法53条許可、地区計画、風致地区、駐車施設附置、駐輪場附置
まちづくり推進政策課	・「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく手続き（6階以上の建築物） ・景観計画の届出（市全域：5階建、高さ20m、延べ面積3,000㎡のいずれかを超える建造物）（金華地区、風致地区：原則として全ての建造物）
区画整理課	区画整理区域
基盤整備政策課	雨水流出抑制、制限湛水位
土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域、道路・水路占用許可
土木調査課	市道・水路幅員、地区計画（地区計画道路）
上下水道事業部営業課	上下水道関係

大垣市

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地 電話 代表(0584)81-4111
<https://www.city.ogaki.lg.jp>

都市計画部建築指導課（本庁舎5階）

〔建築基準法、都市計画法による開発許可、バリアフリー法、耐震改修促進法、建設リサイクル法、建築物省エネ法、岐阜県福祉のまちづくり条例、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、耐震補助事業等〕

○建築指導グループ （建築確認事務等） 直通（0584）47-8436	・ 建築確認、検査等 ・ バリアフリー法、建築物省エネ法、耐震改修促進法に基づく認定 ・ 岐阜県福祉のまちづくり条例 ・ 耐震、アスベスト、ブロック塀撤去補助 ・ 長期優良住宅認定 ・ 低炭素建築物認定 ・ 建設リサイクル法（土木以外）
○開発指導グループ （都市計画法に基づく開発許可事務等） 直通（0584）47-8429	・ 開発行為許可等 ・ 建設リサイクル法（土木）

□共通事項

- ・ 申請手数料は、現金にて各窓口でお納めください。
- ・ 検査等は、原則として午後に行いますので、事前に担当者と日時を調整してください。
- ・ 電話でのご相談は、直通電話番号をご利用ください。

□建築確認申請について

- ・ 申請書には、次の書類を添付してください。
 - ①建築士法第24条の8に基づく書面の写し
 - ②大垣市建築物の建築に関する紛争防止指導要綱による自治会長通知の報告書及び5階建て以上の場合の近隣説明報告書等

□完了検査及び定期報告について

- ・ 大垣市では、「岐阜県建築行政マネジメント計画」の実施に取り組んでおり、特に、完了検査の完全実施、定期報告の徹底へのご協力をお願いしております。

□補助制度について

- ・ 大垣市では、地震に強いまちづくりの促進、木造住宅除却、アスベストによる健康被害の防止、及び小中学校の通学路に面する危険ブロック塀などの撤去について、各種補助を行っています。詳しくは、建築指導課ホームページをご覧ください。

□開発行為許可申請等について

- ・ 受付、相談は、午前、午後ともに行っています。
- ・ 許可書、検査済証、適合証明書等は、今回の増改築等に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

□土砂災害特別警戒区域について

- ・ 大垣市内の土石流、急傾斜地の崩壊について、平成22年4月19日に、岐阜県により警戒区域が指定されました。
- ・ 区域の一覧は、ぎふ土砂災害防止法ポータル又は、県土木事務所、市管理課にて閲覧できます。

□建築指導課ホームページ


https://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/11-7-0-0-0_9.html

□市例規集


https://www2.city.ogaki.lg.jp/reiki_int/reiki_menu.html

各務原市

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話 代表(058)383-1111
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

都市建設部 建築指導課(各務原市役所本庁舎5階)

審査係	・ 建築確認・検査、定期報告、道路位置指定 ・ バリアフリー法、建築物省エネ法、長期優良住宅の認定、耐震改修促進法に基づく認定、エコまち法 ・ リサイクル法の届出 ・ 岐阜県福祉のまちづくり条例の届出 ・ 狭あい道路整備事業 ・ 民間建築物吹付けアスベスト含有調査の補助事業 ・ 木造住宅耐震診断・木造住宅等耐震化促進事業
住宅係	・ 都市景観に関すること ・ 屋外広告物に関すること

都市建設部 都市計画課(各務原市役所本庁舎5階)

計画係	・ 都市計画に関すること（用途地域照会・53条許可） ・ 土地開発事業の調整に関すること ・ 景観計画の決定に関すること
開発指導係	・ 開発行為等の処分に関すること ・ 国土利用計画による調査及び処分に関すること ・ 地価公示に関すること ・ 優良宅地の認定に関すること
都市整備係	・ 地区計画道路の整備に関すること

□各種申請について

- ・ 担当窓口にて納付書を作成します。現金でのお支払いとなります。
- 午前8時半から午後5時15分までにお越しください。

□書類はホームページから

- ・ 各種様式はホームページに掲載しています。

【審査係】

□建築に関する各種相談

- ・ かけ条例や接道に関する相談の際には、現況図や写真等をご持参ください。

□準防火地域、法第22条区域の確認

- ・ 用途地域等を含め、岐阜県域統合型GISから検索可能です。

【住宅係】

□景観について

- ・ 市内全域は建築物の高さ制限があります。そのほか大規模な行為や重点風景地区内の建築行為は色彩等の制限があり、行為の着手する日の30日前までに届出が必要となります。

□屋外広告物について

- ・ 市内全域は条例に基づき屋外広告物法の規制を受けます。広告物等を築造する場合には許可を受けてから着工してください。

【計画係】

□用途地域の照会・都市計画法第53条の許可申請について

- ・ 用途地域や都市計画道路などの確認は岐阜県域統合型GISから検索可能です。
- ・ なお、申請の要否や添付図書については、ホームページに掲載しています。

【開発指導係】

□開発許可、建築許可等について

- ・ 市街化区域内において、0.1ha以上の建築を伴う土地利用をする場合や市街化調整区域内において建築をされる場合には、都市計画法の手続き（開発許可、建築許可など）が必要です。
- ・ 相談にお越しの際は、位置図、登記簿謄本、公図の写し、過去の経緯がわかる書面など資料をご用意ください。

高山市

〒506-8555 高山市花岡町2-18 電話(0577)35-3159
<https://www.city.takayama.lg.jp/index.html>

都市政策部建築住宅課（3階）

高山市は、限定特定行政庁として建築確認審査等を行っております。また、都市計画法第29条に基づく開発許可事務を行っております。

□本市の確認申請の取扱い

（対象建築物）

①（都市計画区域内） 木造：地階を除く階数が2以下、延べ面積300㎡以下、高さ16m以下^{（※1）}

木造以外：平屋、延べ面積200㎡以下

（※1）平屋かつ延べ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし

（都市計画区域外） 木造：地階を除く階数が2以下、延べ面積300㎡以下、高さ16m以下

（平屋かつ延べ面積200㎡以下のものを除く）

木造以外：対象外

注）県知事の許可を必要としないものに限ります。また、1号建築物を除きます。

②建築基準法施行令第138条第1項第1号若しくは第3号に掲げる工作物で高さが10m以下のもの又は同項第五号に掲げる工作物で高さが3m以下のもの。

（手数料の納付）

申請手数料は、市窓口で納付書を受取りのうえ、市庁舎内の金融機関等において現金で納付して頂きます。

（確認申請提出に必要なもの）

確認申請書一式に、次の書類を申請書に綴じ込まずにご提出ください。

・建築計画概要書及び工事届、並びに公図の写しに申請地を記したもの【各1部】

□完了検査（建築基準法関係）

岐阜県建築行政マネジメント計画に基づき、完了検査の完全実施を目指しておりますのでお願いします。

□高山市誰にもやさしいまちづくり条例

高山市誰にもやさしいまちづくり条例は、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づくため、建築基準関係規定となりますのでご注意ください。条例は、当市のホームページでご覧いただけます。

□建築物等耐震化促進事業

高山市では、木造戸建て住宅の無料耐震診断事業及び木造住宅耐震改修工事（最大180万円まで補助）、建築物の耐震診断等の補助事業を行っています。

□高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例

高山市は、景観法に基づき市域全域を景観計画区域に指定しています。建築物の色彩・形態意匠等の基準が定められています。また、重点的に景観形成を図る区域における行為においてはより細かな基準が定められており、地域の特性に応じた景観づくりを推進しています。設計の際には基準等をご確認のうえ、届け出が必要な場合には計画が容易に変更できる時期に届け出を行い、まちづくりの方針に適合していることの確認を受けてください。

□高山市市街地景観保存条例

高山市は、郷土の歴史的・文化的資産としての市街地景観を保存するために、市街地景観保存区域を指定しています。保存区域内における行為においては、保存会の同意と高山市への届け出が必要となりますのでご注意ください。

※以上詳細については、「高山市ホームページ 建築住宅課」をご確認下さい。

多治見市

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 電話 代表(0572)22-1111、直通(0572)22-1336
<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/index.html>

都市計画部開発指導課(本庁舎 3階)

多治見市は、限定特定行政庁として建築確認等の事務を行っています。直接市民と接することのできる市の特性を活かし、迅速で細やかな建築行政、安全で安心な住みよいまちづくりを目指しています。建築士会の皆様のご協力をお願いいたします。

グループ名	業 務 内 容
建築指導グループ	建築基準法（確認申請審査、許可、認定）、長期優良住宅の認定、建築物省エネ法の審査等、エコマチ法（低炭素建築物）の認定、建設リサイクル法届出、中高層条例届出等、駐車場附置義務条例届出、狭あい道路整備事業、建築物等耐震化促進事業、アスベスト対策事業
開発指導グループ	都市計画法、旧宅地造成等規制法、国土法

□建築確認申請等の受付

- ・多治見市が取り扱う対象建築物等は次のとおりです。

≪建築物≫

- ①建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く）

- ②建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物

≪工作物≫

- ①建築基準法施行令第138条第1項第一号（煙突等）若しくは第三号（広告塔等）に掲げる工作物で高さが10m以下のもの、又は同行第五号に掲げる工作物（擁壁等）で高さが3m以下のもの

- ・建築確認申請には法令で定められている書式や図書のほかに、多治見市が定めた書類を添付してください。

□各種検査

- ・完了検査については完全実施を目指しておりますのでご協力をお願いします。
- ・検査の日程は各担当と調整してください。

□建築物等耐震化促進事業

- ・木造住宅の無料耐震診断及び木造住宅の耐震改修工事、除却工事、耐震シェルター（防災ベッド含む）整備、木造住宅以外の耐震診断等に関する補助事業を行っています。当補助制度を利用して地震に強いまちづくりが促進されるようご協力願います。

□アスベスト対策事業

- ・建築物の吹付けアスベスト含有調査及び除去に関する補助事業を行っています。アスベ

ストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト対策事業促進にご協力願います。

□狭あい道路整備事業

- ・狭あい道路を拡幅整備することにより、幅員4m以上の道路空間の確保・整備を目指します。
- ・4m未満の市道等において、後退用地を整備（門、塀、生垣などの撤去・移設、舗装など）するための費用に対する補助事業を行っています。補助制度を活用する場合は、整備前に手続きを行ってください。

□中高層建築物等の建築

- ・中高層建築物等の建築に伴う紛争を予防するため、「多治見市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を定めています。中高層建築物等の建築については、確認申請の前に事業計画を周知するための手続きが必要となります。

□都市計画法（開発許可、建築許可など）

- ・市街化区域内において、0.1ha以上の土地利用を行う場合や市街化調整区域内で建築をされる場合には、都市計画法の手続き（開発許可、建築許可など）が必要です。
- ・ご相談の際は、事前に電話などにてご予約のうえ、位置図等の参考資料をお持ちになってご来庁ください。

※各種手数料は、市窓口で納付書を受取りのうえ、指定の金融機関において現金で納付していただきます。

※以上詳細については、「多治見市 開発指導課ホームページ」をご確認ください。

可児市

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 電話(0574)62-1111 FAX(0574)62-1542
E-mail kentikusido@city.kani.lg.jp

建設部建築指導課（庁舎西館2階）

本市では、地域の実状に即した建築行政と市民サービスの充実を図るために、限定特定行政庁として、建築確認等の事務を行っています。また、都市計画法第29条の開発許可事務についても県から権限移譲を受けています。本市の開発許可の対象面積は1,000㎡以上です。

なお、一定要件以上の開発行為に対して、良好な都市環境の形成、快適で住みやすく、文化的で魅力あふれたまちづくりを目指し、「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」による開発事前協議を行っています。

□建築確認申請等の受付（法第6条第1項第2号の一部、第3号建築物等に限ります）は、午前8時30分から午後5時15分までです。

完了検査については完全実施を目指しておりますのでご協力をお願いします。

□狭あい道路整備事業は、狭あい道路を拡幅整備し、4メートルの道を確保することで、生活環境の向上を図り、安全で住み良いまちづくりの促進を行うものです。

この事業は「可児市狭あい道路整備要綱」に基づき、建築主等及び設計者の皆様と可児市とが協働して実施する事業になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

□建築物の耐震化の促進として、木造住宅の無料耐震診断・無料簡易耐震診断、耐震改修工事費補助、除却工事費補助および耐震シェルター等設置工事費補助・特定建築物等耐震改修設計費補助および工事費補助を行っています。当該制度を活用して地震に強いまちづくりが促進されるようご協力をお願いします。

□「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」に基づく開発事前協議が必要な事業は、1,000㎡以上の敷地に建築する場合、3,000㎡以上の敷地で駐車場や資材置場等を造成する場合等です。詳しくは担当係にご相談ください。

以上詳細については、「可児市ホームページ 建築指導課」をご確認下さい。

<https://www.city.kani.lg.jp/1140.htm>

建築指導課	
建築係	建築基準法関係事務、建築確認・検査、道路位置指定、地区計画届出、耐震化促進事業、アスベスト対策事業、狭あい道路整備事業、長期優良住宅認定、建築物省エネ法認定・届出、低炭素法認定、建設リサイクル法届出等
土地利用係	都市計画法による開発許可、まちづくり条例

令和7年度定時総会報告

令和7年9月吉日

公益社団法人 岐阜県建築士会
会員の皆様へ

公益社団法人 岐阜県建築士会
会長 石黒 時紀

令和7年度 定時総会の報告について

初秋の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、公益社団法人岐阜県建築士の事業活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、下記により、公益社団法人岐阜県建築士会の令和7年度定時総会を開催させていただきました。皆様のご協力により定時総会を無事終えることができましたこと厚く御礼申し上げます。

ご出席いただいた正会員様及び皆様からご提出いただきました委任状による議案に対する結果をご報告いたします。

令和7年3月末の正会員数876名で、定款第28条第1項の規定により、総会出席者65名、委任状提出者500名で過半数を超えており、総会は成立しました。

記

日 時	令和7年6月13日（金）午後2時～
会 場	ホテルグランヴェール岐山（岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地）
議 案	第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について
報 告	報告1 令和7年度事業計画及び収支予算について

第1号議案は承認されましたことをご報告申し上げます。

ご協力ありがとうございました。今後とも岐阜県建築士会をご指導いただきますようお願い申し上げますとともに、御礼申し上げます。

●令和6年度事業報告概要

1. 優秀な建築士を育成し、情報を提供し、地域社会の健全な発展を支援する事業

①建築士試験の実施

受験有資格者数：一級492名、二級420名、木造5名

②一級建築士の登録窓口及び登録閲覧の業務

③二級建築士及び木造建築士の登録及び登録閲覧の業務

④専攻建築士制度の実施

専攻建築士 新規登録者：1名 更新登録者：1名

⑤研修会事業（令和6年度木造建築設計研修実施業務）

第43回建築文化講演会（11月9日 参加者：64名）

会場：岐阜県図書館

講師：榎田洋子 氏

演題：「木と出会ってやってきた、いろいろなこと」

⑥ぎふ木造塾（令和6年度木造建築設計研修実施業務）

見学会 郡上・美濃方面 美濃建築製品センター製材工場 他（参加者：36名）

滋賀方面 滋賀県林業会館 他（参加者：42名）

⑦一級／二級／木造建築士定期講習（受講者：259名）

⑧「改正建築物省エネ法・建築基準法」の改正法制度講習会（受講者：105名）

- ⑨監理技術者講習（受講者：2名）
- ⑩既存住宅状況調査技術者講習『新規講習』（受講者：3名）
- ⑪既存住宅状況調査技術者講習『更新講習』（受講者：7名）
- ⑫見学会（令和6年度木造建築設計研修実施業務）岐阜関ヶ原古戦場記念館 他（参加者：30名）
- ⑬CPD制度に伴う管理・運営（CPD制度参加者：658名）
- ⑭令和6年度建築関係学科卒業生の表彰（13名）
- ⑮岐阜地域貢献活動センター
・2団体に助成
- ⑯建築相談の実施（4件）
- ⑰「福祉まちづくり建築士」相談員派遣の実施（0件）
- ⑱福祉まちづくり建築士フォローアップ研修
第1回 会場：白川郷 白川村総合文化交流施設（参加者：8名）
第2回 会場：OKBふれあい会館（受講者：12名）
- ⑲機関誌「建築士」各会員あて毎月発送
- ⑳会誌発行 建築ニュースぎふNo72（Web掲載） 情報ひろば 2024年9月
- ㉑メールマガジンの配信（参加者：513名）
- ㉒建築士を探そうネット（参加者：29名）

2. 収益事業

- ①建築関係用紙等の頒布及び建築関係図書の斡旋
- ②もとす広域連合 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務（112件審査）
- ③揖斐広域連合 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務（54件審査）
- ④関市役所 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務（90件審査）
- ⑤関ヶ原町今須宿問屋場調査委託業務

3. 会員の福利増進に関する事業及び諸団体との連携、相互の理解と親善を推進する事業

- ①会員の表彰
・岐阜県建築士会会長表彰（12名）
・日本建築士会連合会会長表彰（2名）
- ②諸団体連携事業
- ③建築士会全会員ふれあい交流会（参加者：16名）

4. 支部事業

- ①講習会、研修会、勉強会等の実施
- ②建物・施設見学会、研修旅行の実施
- ③建築相談、耐震相談等各種相談事業の実施
- ④中津川市木造住宅耐震促進事業・耐震診断事業の実施
- ⑤建築行政への協力事業
- ⑥会員の福利厚生事業
- ⑦支部総会、役員会議等各種会議の開催

●令和6年度収支計算書（要旨）（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（本部会計と支部会計の連結決算）

（単位：円）

科 目	6年度予算額	6年度決算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①特定資産運用益収入	1,345,000	1,392,674	47,674	
②入会金収入	120,000	24,000	-96,000	
③会費収入	20,205,000	17,070,000	-3,135,000	
④事業収入	17,717,000	16,831,263	-885,737	
⑤補助金等収入	200,000	50,000	-150,000	
⑥負担金収入	0	0	0	
⑦受取利息	1,000	5,223	4,223	
⑧雑収入	1,446,000	1,331,165	-114,835	
事業活動収入計	41,034,000	36,704,325	-4,329,675	
2 事業活動支出				
①事業費支出	36,313,200	32,126,982	-4,186,218	
②管理費支出	9,226,800	6,616,007	-2,610,793	
③法人税・住民税及び事業税	72,000	72,000	0	
事業活動支出計	45,612,000	38,814,989	-6,797,011	
事業活動収支差額	-4,578,000	-2,110,664	2,467,336	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入	4,788,000	2,440,834	-2,347,166	
2.投資活動支出	210,000	210,000	0	
投資活動収支差額	4,578,000	2,230,834	-2,347,166	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入	0	0	0	
2.財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	120,170	120,170	
前期繰越収支差額	5,653,912	5,653,912	0	
次期繰越収支差額	5,653,912	5,774,082	120,170	

●令和7年度事業計画概要

【重点施策】

1. 建築士法に対応した建築士免許登録と閲覧事務の円滑な推進
2. 公益社団法人として、公益性の高い活動・事業の推進
3. 建築士の資質の維持・向上
4. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
5. 防災対策、地域に根差したまちづくり、建築物の脱炭素化の推進（自治体との連携強化）
6. 建築士の業務環境の改善に資する運動
7. 会員増強並びに財政健全化の推進

＜事業内容＞

1. 優秀な建築士を育成し、情報を提供し、地域社会の健全な発展を支援する事業

- ①岐阜県内における建築士試験の業務
- ②一級建築士の登録窓口及び登録閲覧の業務
- ③二級建築士及び木造建築士の登録及び登録閲覧の業務
- ④継続能力開発（CPD）制度・専攻建築士制度の業務
- ⑤建築文化講演会
- ⑥ぎふ木造塾の開催
- ⑦建築士定期講習の実務
- ⑧改正建築物省エネ法、改正建築基準法等への対応
- ⑨建築士法第22条の4の講習会
- ⑩ぎふヘリテージマネージャーの活動への支援・協力
- ⑪建築施設見学会
- ⑫県内の大学・高等専門学校・工業高校・専門学校等の学生を対象にした表彰
- ⑬岐阜地域貢献活動助成事業
- ⑭被災建築物応急危険度判定士派遣体制の整備
- ⑮支部に於ける民間木造住宅の耐震診断業務
- ⑯建築関連情報誌のHPへの掲載
- ⑰建築情報発信サイトの管理運営
- ⑱メールマガジン配信事業

2. 収益事業

- ①駐車場管理運営事業
- ②建築関係の書籍・様式等の印刷及び販売を行う事業
- ③県・市町村及び他団体からの受託業務

3. 会員の福利増進に関する事業及び諸団体との連携、相互の理解と親善を推進する事業

●令和7年度収支予算書（要旨）（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（本部会計と支部会計の連結予算）

（単位：円）

科 目	7年度予算額	6年度予算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①特定資産運用益収入	1,345,000	1,345,000	0	
②入会金収入	120,000	120,000	0	
③会費収入	19,323,000	20,205,000	-882,000	
④事業収入	17,809,000	17,717,000	92,000	
⑤補助金等収入	200,000	200,000	0	
⑥負担金収入	0	0	0	
⑦受取利息	1,000	1,000	0	
⑧雑収入	1,682,000	1,446,000	236,000	
事業活動収入計	40,480,000	41,034,000	-554,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
公益目的事業	25,728,300	27,795,600	-2,067,300	建築士試験、定期講習、連合 会負担金50%等
収益事業	2,653,700	2,663,300	-9,600	書籍販売、駐車場管理、受託等
会員福利厚生・他団体連携事業	4,983,100	5,854,300	-871,200	委員会費、会員表彰等
事業費支出計	33,365,100	36,313,200	-2,948,100	
②管理費支出				
本部管理費支出	7,024,900	7,571,800	-546,900	連合会負担金50%含む
支部管理費支出	1,295,000	1,655,000	-360,000	
管理費支出計	8,319,900	9,226,800	-906,900	
③法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0	
事業活動支出計	41,757,000	45,612,000	-3,855,000	
事業活動収支差額	-1,277,000	-4,578,000	3,301,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	2,760,000	4,788,000	-2,028,000	
2. 投資活動支出	0	210,000	-210,000	
投資活動収支差額	2,760,000	4,578,000	-1,818,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,483,000	0	1,483,000	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	5,774,082	5,653,912	120,170	
次期繰越収支差額	5,774,082	5,653,912	120,170	

●建築士会会長表彰被表彰者のご紹介

令和7年度定時総会において、積年ご功績いただいた会員の方々に対して会長表彰を行いました。
被表彰者は次の方々です。（敬称略）

所 属	氏 名
岐 阜 支 部	津 川 文 江
西 濃 支 部	小 島 智 之
各務原支部	永 田 徹 雄
中 濃 支 部	平 田 秀 樹

所 属	氏 名
可 茂 支 部	奥 田 重 信
東 濃 支 部	丸新株式会社 代表取締役 塚 本 修 久 (賛助会員)

所 属	氏 名
中津川支部	長谷川 茂 雄
飛 騨 支 部	田 中 光 仁
青年委員会	竹 中 秀 樹
女性委員会	田 中 佐 企

メールマガジンへ参加のご案内

（公社）岐阜県建築士会では、メールでの情報発信をしております。各種講習会のご案内や行政からのお知らせ等、最新の情報を得ることができますので是非ご参加ください。

参加ご希望の方は、（公社）岐阜県建築士会ホームページから参加登録をお願いいたします。

建築士を探そうネットへ参加のご案内

（公社）岐阜県建築士会では、消費者の方に対して身近な建築士を紹介するシステム「建築士を探そうネット」を開設しております。このサイトでは、ホームページから会員個人（建築士事務所・住宅販売会社・施工会社等）を紹介するサイトで、会員にとっても大変メリットがあります。初期登録費用、年間掲載費用は無料です。掲載内容を変更する場合は有料となります。詳細は、（公社）岐阜県建築士会ホームページをご覧ください。

担当副会長／大塚 則幸
情報・広報委員長／山野 慎司
副委員長／小島 智之
委員／村瀬 泰基 三浦 潮人 吉田 昭夫
梶井 知之 石井 千里 松岡 孝宏
土本 俊一 岡島 和博 長縄 敬二
加納 弘司 各務 和博 遠藤進一郎
波多野正士 桃井 次朗 中谷 克行

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号
岐阜県シンクタンク庁舎4階
公益社団法人 **岐 阜 県 建 築 士 会**
TEL 〈058〉 215-9361
FAX 〈058〉 215-9367
URL
<https://www.gifukenchikushikai.or.jp/>
E-mail
info@gifukenchikushikai.or.jp
発行 情報・広報委員会